

平成30年
4月

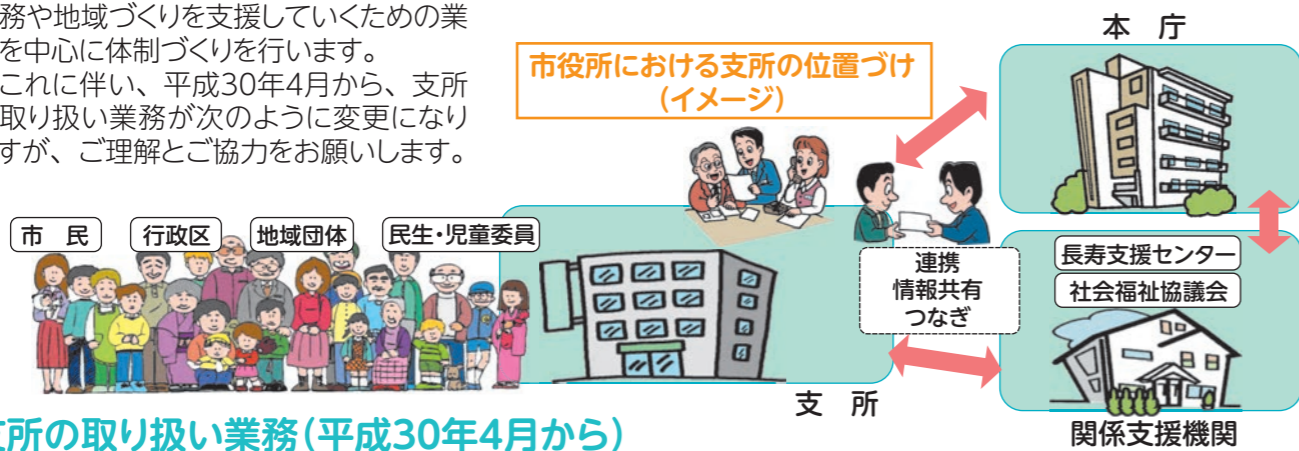
支所の取り扱い業務の変更について

■問合せ先 総務課 ☎ 055(261)2021

多様化する住民ニーズに沿った、質の高い行政サービスを将来にわたって提供していくため、市では、市役所の事務組織のスリム化に取り組んでいます。

この一環として、御坂、一宮、八代、境川、春日居、芦川の各支所については、地域の皆さんから親しまれ、気軽に相談に訪れることができる「**地域に密着したサポートセンター**」として、市民生活に必要な頻度の高い業務や地域づくりを支援していくための業務を中心に体制づくりを行います。

これに伴い、平成30年4月から、支所の取り扱い業務が次のように変更になりますが、ご理解とご協力をお願いします。



支所の取り扱い業務(平成30年4月から)

| 支所の主な業務内容 | 支所で取り扱いできなくなる主な業務 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ■日常生活の支援 ・ 証明書発行 (住民票・戸籍関係証明、印鑑登録証明、納税・所得証明等) ・ 市税等の収納 (市税・国保税・介護保険料・上下水道料・保育料等) ・ 社会体育、教育施設等の利用手続き ・ 本庁取り扱い業務の相談・取り次ぎ など | ・ 戸籍・住民基本台帳に関する各種届出 ・ 国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金に関する各種届出 (一部除く) ・ 軽自動車登録・廃車手続き ・ 固定資産に関する各種証明 ・ 介護保険に関する各種申請 (一部除く) ・ 在宅高齢者援護に関する各種申請 (一部除く) ・ 障害者手帳交付、障がい福祉サービスに関する各種申請 (一部除く) ・ 児童手当・児童扶養手当に関する各種申請 など |
| ■高齢者・障がい者等の支援 ・ 高齢者・障がい者等の手続き支援 ・ 民生委員・児童委員の活動支援 ・ 長寿支援センター、社会福祉協議会等関係支援機関との連携 など | |
| ■地域づくりの支援 ・ 地域振興、行政区運営、地域関係団体等への支援 など | |
| ■防災対策 ・ 災害情報の収集・伝達、災害応急対策、消防団の支援 など | |

市民の皆さんからの疑問・不安の声にお答えします!

どうして支所業務の見直しが必要なの? 地方分権、少子高齢化、地方交付税の減額等が進む中、限られた行政資源 (ヒト・モノ・カネ) のなかで、70,000人都市にふさわしい質の高い行政サービスを提供していくためには、本庁と支所との役割分担を図り、行政組織のスリム化を進めていかなければならないからです。

本庁に行けない人はどうしたらいいの? 介護保険、高齢者福祉、障がい者福祉業務に関しては、高齢者・障がい者など本庁に行くことができない方には、支所でも相談内容や申請書類等の取り次ぎができるようサポートを行います。

地域コミュニティが衰退してしまうのでは? 地域コミュニティの支援についてはこれまでどおり行います。加えて、各支所には「地域サポート職員」を配置し、地域づくりのお手伝いや本庁・関係機関との橋渡しを行います。

※ 支所業務の変更内容に関しては、次号以降で詳しくお知らせします。

都市計画税の取り扱いについて

■問合せ先 税務課 ☎ 055(262)4111

都市計画税については、合併後5年間は、特例により石和町地域のみ課税が行われていましたが、平成22年度以降は、特例期間の終了に伴い、都市計画区域の全域に都市計画税を課税することとしていました。

しかしながら、その後、経済情勢や東日本大震災などの災害の影響等を考慮し、平成22年度から29年度まで5回の課税延長という経過を経てきました。

平成30年4月以降の都市計画税の取り扱い方針については、都市計画事業の推進状況により検討してまいります。よって、都市計画税の課税は、当分の間見送ることとします。



~山下市長と語る『まちづくり座談会』開催~

市の行政課題について 市民の皆さんに説明しました

10月27日・30日・31日の3日間開催された『まちづくり座談会』では、山下市長が市の主な行政課題について、今後の対応方針を市民の皆さんに説明をしました。

座談会では、「上下水道料金等の改定」「支所業務の見直し」「都市計画税の取り扱い」の3つの課題のほか、地域における問題などについても意見交換が行われました。

上下水道料金改定について

■問合せ先 業務課 ☎ 055(267)6365

上下水道事業の現状と課題

笛吹市の上下水道料金は合併後、料金統一の改定は行いましたが、料金改定については今まで見送られてきました。そのため、毎年度の赤字を市税などから『繰入金』という形で補てんしており、その額は平成28年度には上水道事業は3億600万円、下水道事業では9億8400万円となっています。上水道料金については、給水原価が1㎡あたり170.5円掛かるのに対し、供給単価 (水道料金) は123.1円で、**47.4円**が赤字分となります。

また、下水道使用料については、1㎡あたりの汚水処理費が211.0円掛かっているのに対し使用料は110.2円で、**100.8円**が赤字分となっています。

上水道事業、下水道事業とも独立採算を基本とする事業であり、経営改善が大きな課題となっています。

料金改定方針

平成28年12月、市長より笛吹市上下水道事業審議会に上下水道料金の改定に関する諮問を行い、本年7月に答申をいただきました。

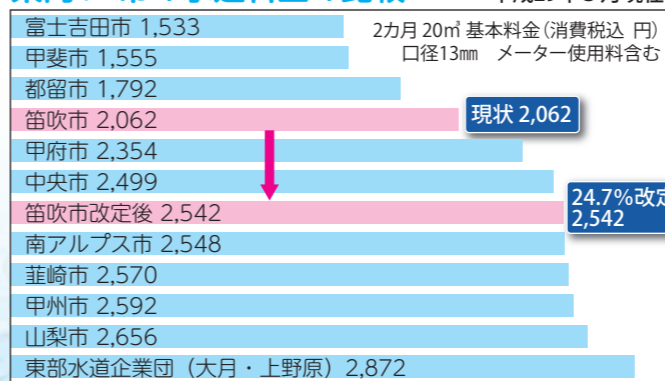
その答申内容に基づき、市内全地域審議会・行政区長会からのご意見をいただき、平成30年4月から答申内容に沿った料金改定を行うことを方針としました。

具体的な料金改定率については、平成30年度から上水道料金24.7%、下水道使用料20.0%の改定を、平成34年度には対前年度、上水道料金20.0%、下水道使用料20.0%の2段階での改定をお願いする内容です。簡易水道料金、農業集落排水使用料についても同率での改定をお願いするものです。

また、水道料金の収納率、下水道へ接続率の向上についてなど皆さんからご意見をいただきました。悪質な料金未納者への対応、収納業務の民間委託など徹底した経営改善に取り組み、一層の改善を行っていかとも併せて方針としてお約束しました。

県内12市の水道料金の比較

平成29年5月現在



県内12市の下水道使用料の比較

平成29年5月現在

